

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市不動コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	不動コミュニティ協議会 (電話 631-9649)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】 会長が必要と認めるときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>○役所等行政に関する利用 ○コミュニティ・公民館主催に関する利用 ○高齢者、障害者の利用(公式以外は別) ○学校・幼・保育に関する利用(公式以外は別) ○その他</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)